



令和2年第4回定例会が12月10日から14日まで行われました。
補正予算、条例の改正等の議案審議を行い、修正動議も含め可決となりました。
審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和2年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計（第10号）		△ 2億2,949万4千円	100億3,953万6千円
一 般 会 計（第11号）		793万円	100億4,746万6千円
特 別 会 計	国民健康保険事業（第3号）	△ 230万1千円	13億1,640万円
	後期高齢者医療（第2号）	215万8千円	1億6,376万8千円
	介護保険事業（第2号）	7,796万9千円	10億7,495万3千円
	介護サービス事業（第1号）	130万2千円	5,986万7千円
	簡易水道事業（第3号）	326万9千円	3億5,363万4千円
	営農用水道等事業（第1号）	52万9千円	1,630万2千円
	公共下水道事業（第1号）	△ 118万8千円	4億2,558万8千円
	漁業集落排水事業（第1号）	10万円	1,143万9千円
	風力発電事業（第5号）	△ 18万1千円	4,924万4千円
	病院事業会計（第3号）（収益的収支及び支出）	△ 3,715万5千円	12億7,223万7千円

補正の主な内容

◎ 一般会計補正予算（第10号）

農業生産事業者経営継続事業補助金、産業担い手育成事業奨励金、施設指定管理料による増のほか、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた各種事務事業の予算精査による減です。

（修正動議分を除いた部分可決）

・ 一般会計補正予算

修正動議

公共施設個別施設計画策定業務693万円、放課後児童健全育成事業補助金100万円の計793万円を減する。

発議者 大湯 圓郷 議員

熊野 主税 議員

梶田 道廣 議員

橋本 一夫 議員

横山 一康 議員

平澤 等 議員

◎ 一般会計補正予算（第11号）

公共施設個別施設計画策定業務、放課後児童健全育成事業

業補助金による増です。

◎国民健康保険事業特別会計

補正予算（第3号）

給与費、事務費及び納付金の精査などによる減です。

◎後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）

後期高齢者システム改修業務、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の追加などによる増です。

◎介護保険事業特別会計補正

予算（第2号）

保険給付費の各種介護サービス給付費負担金及び介護予防サービス給付費の精査などによる増です。

◎介護サービス事業特別会計

補正予算（第1号）

介護予防プラン作成業務の追加のほか、給与費の精査などによる増です。

◎簡易水道事業特別会計補正

予算（第3号）

給与費の精査及び施設の修繕などによる増です。

◎営農用水道等事業特別会計

補正予算（第1号）

小川水源地等修繕による増です。

◎公共下水道事業特別会計補

正予算（第1号）

施設の修繕料及び給与費の精査による減です。

◎漁業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）

処理場の修繕による増です。

◎風力発電事業特別会計補正

予算（第5号）

事務費の精査による減です。

◎病院事業会計補正予算

（第3号）

・収益的収入及び支出

国保病院、瀬棚、大成両診療所における給与費の精査や

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の精査などによる減です。

条 例

◎議会議員及び町長の選挙に

おける選挙運動公費負担に

関する条例について

公職選挙法の一部を改正す

る法律により、町村議会議員

選挙及び町村長選挙に係る選

挙公営の対象が拡大されるこ

とから、本条例を制定しまし

た。

◎職員の特殊勤務手当に関す

る条例の一部を改正する条

例について

人事院規則に準じ、新型コ

ロナウイルス感染症により町

民の生命及び健康を保護する

ために従事した職員に対し、

防疫等作業手当を支給するた

め、本条例の一部を改正しま

した。

◎後期高齢者医療に関する条

例等の一部を改正する条例

について

租税特別措置法の改正によ

り、延滞金等の特例規定が改

正されたことから、本条例の

一部を改正しました。

◎奨学資金貸付条例の一部を

改正する条例について

青少年の就学機会の確保及

び支援の充実を図るため、本

条例の一部を改正しました。

決 議

◎せたな町長、高橋貞光君に

対する問責決議について

高橋貞光町長は補正予算を

提出するにあたり、予算を支

出するのに足りうる説明を欠

いたまま予算提案されるなど、

町民の税金を扱う立場として

非常に不誠実であると言わざ

るを得ない。

また理事者と職員との間で

意思疎通が少なく、連携した

業務の執行が図られておらず、

ひとえに町長の管理監督能力の不十分さによるものである。これらのことから町長としての政治的、道義的責任を強く問うものである。

提出者 大湯 圓郷 議員

賛成者 熊野 主税 議員

〃 榊田 道廣 議員

〃 橋本 一夫 議員

〃 横山 一康 議員

〃 平澤 等 議員

